

諮問番号：令和元年度諮問第14号
答申番号：令和元年度答申第19号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成29年4月4日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分1」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求1」という。）は却下すべきであり、平成29年5月15日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分2」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求2」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

生活保護では医療費が全額免除と聞いており、医療費の10割が返還対象となる事前説明がなかったため、生活保護を受けるか受けないかの適切な判断ができなかったことで損をした。

2 審査庁

本件審査請求1は、正当な理由なく審査請求期間を徒過して提起されたものであり、却下すべきである。

本件審査請求2は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求1は、却下されるべきである。

本件審査請求2は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

（1）審査請求期間の徒過について

本件審査請求1については、審査請求人が、処分のあったことを知った日（平成29年4月4日）の翌日から起算して3月（法定期間）経過後に提起

されたものであると認められる。審査請求人は、法定期間を徒過した理由として、健康状態（精神状態）が悪化し体調を崩していたこと、決定通知書では審査請求内容が不明であったことなどを挙げているが、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項ただし書の「正当な理由」があるといえるためには、同法第82条に基づく教示がされず、審査請求人が他の方法でも審査請求期間を知ることができなかつたような場合や、誤って長期の審査請求期間が教示され、当該期間内に審査請求がされた場合などは該当するが、審査請求人の業務の繁忙、病気、出張などの事情は該当しないと解されていることに照らし、正当な理由に該当するとは認められず、不適法なものであるといわざるを得ない。

（2）審査請求人に対する保護について

審査請求人は、保護開始時、障害共済年金及び障害基礎年金が支給停止中であり、当該資力を直ちに最低生活のために活用できない事情にあったことから、処分庁は、法第63条に基づく費用返還を前提として、保護の決定を行ったものと認められる。審査請求人は、年金支給が再開され、停止期間中の障害共済年金及び障害基礎年金について、それぞれ平成29年4月4日と同年5月15日に一括して受給することとなったため、処分庁は、本件処分1及び本件処分2を行ったものと認められる。

（3）法第63条に基づく返還額の決定について

審査請求人は、医療費が10割負担で返還対象となる旨の説明は受けておらず、医療費を含む返還決定であることを不服として本件審査請求を提起したものと推認される。しかしながら、処分庁は、平成28年12月22日付けで、審査請求人に対し、遡及分も含めた障害年金給付金額の範囲内で、かつ、「保護開始以降あなたの世帯に支払われた保護費（医療費を含む）の合計額を上限とし、当所が決定する額」を法第63条に基づき費用返還を求め旨の通知を發出しており、一切の説明を受けていないという審査請求人の主張は認められない。

また、法第63条に基づく返還対象となる「保護に要する費用」には、生活扶助や住宅扶助などのように金銭給付される保護費だけでなく、医療扶助（医療の給付）など現物給付として行われる保護費も含まれ、現物給付の場合は金銭に換算して返還対象額を算出するものと解されている。

よって、処分庁は、後記第5の1（2）から（4）のとおり、保護開始以降の審査請求人に支給した保護費（医療費を含む）が、審査請求人が受給した年金額を上回るため、必要経費等として認められる額を除く年金受給額を返還額として決定したものと認められ、処分庁の判断過程に違法又は不当な点は見当たらない。

（4）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分1及び本件処分2に違法又は不当な点は認められない。

(5) 結論

以上のとおり、本件審査請求1は不適法であることから却下されるべきであり、本件審査請求2には理由がないことから棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年7月25日	諮問書の受領
令和元年7月29日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：8月26日 口頭意見陳述申立期限：8月26日
令和元年8月7日	第1回審議
令和元年9月5日	第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第63条は、「費用返還義務」について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (3) 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問13の5「法第63条に基づく返還額の決定」の答（1）は、「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」と記している。
- (4) 問答集の問13の23「法第63条・法第78条と控除」の答（1）は、

「保護の開始時において既に資力を有していた場合は、もしその時点で資力が活用可能な状態にあれば、それは現金化することにより最低生活の維持のために当てられていたものである。したがって、必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきであり、収入認定の際に認められる控除等は適用されない。」と記している。

- (5) 行政不服審査法第18条第1項は、「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して1月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と定めている。そして、「正当な理由」とは、処分の際に教示がされず、又は誤って長期の申立期間が教示され、当事者が他の方法でも申立期間を知ることができなかったような場合をいうものであり、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条に規定する「正当な理由」と同義であると解されている。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成28年11月22日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。
- (2) 平成28年12月22日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、生活保護費の費用返還について通知した。同通知には、「あなたは資力があるにもかかわらず、急迫状態であり、すぐに資力を活用できないことから、生活保護申請に至り、保護を開始しております。生活保護適用期間中に年金給付（遡及分含む）や保険金等を受領した場合には、生活保護法第63条の規定に基づき費用返還をしていただくこととなりますので、あらかじめご承知ください。」と記載され、1. 返還対象として「①支給停止中の障害基礎共済年金」、2. 返還額として「① 遡及分も含めた障害年金給付金額 上記金額の範囲内で、かつ、保護開始以降あなたの世帯に支払われた保護費（医療費を含む）の合計額を上限とし、当所が決定する額」と記載されている。また、ケース記録票によると、同日、通知書を審査請求人に手交し、費用返還について口頭で説明したことが認められる。
- (3) ケース記録票によると、平成29年3月28日、審査請求人は、障害共済年金の支払通知書を処分庁に持参し、処分庁は、遡及分560,180円が同年4月4日に支払われることを確認したことが認められる。
- (4) ケース記録票によると、平成29年4月4日、処分庁は、審査請求人と市役所で待ち合わせ、審査請求人のゆうちょ銀行の通帳により障害共済年

金の入金があったことを確認し、法第63条に基づき返還額を554,780円とする返還決定通知書（平成29年4月4日付け〇〇〇第1号）及び納入通知書を手交したことが認められる。同通知書には、「〔教示〕この決定については、この通知書を受け取った日から3月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。」と記載されている。

- (5) ケース記録票によると、平成29年4月6日、同月11日、同月12日、同月25日及び同月26日、審査請求人は、処分庁の事務所又は市役所本庁を訪問したことが認められる。
- (6) ケース記録票によると、平成29年5月11日、審査請求人は、障害基礎年金の支払通知書を処分庁に持参し、処分庁は、遡及分520,068円が同月15日に支払われることを確認したことが認められる。
- (7) ケース記録票によると、平成29年5月16日、処分庁は、審査請求人と市役所本庁で面談し、審査請求人に対して法第63条に基づき返還額を455,060円とする返還決定通知書（平成29年5月15日付け〇〇〇第65号）を手交したことが認められる。
- (8) 平成29年7月13日、審査請求人は、大阪府知事に対して本件審査請求1及び本件審査請求2を行った。審査請求人が、本件処分1があったことを知った日は、処分庁が費用返還の決定通知書を手交した同年4月4日であり、本件処分2があったことを知った日は、審査請求書に処分があったことを知った日として記載されている同年5月16日であることが認められる。

3 判断

(1) 審査請求期間の徒過について

本件審査請求1については、審査請求人が、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過後に提起されたものであると認められる。審査請求人は、本件処分1の通知を本件処分2の通知と同義なものとして考えていたこと、返還請求書の請求内容が不明なため審査請求ができなかったことを主張するが、同年4月4日付けで、処分庁は、審査請求人に対して本件処分1の通知書を手交しており、同通知書では、この通知書を受け取った日から3月以内に大阪府知事に対して審査請求をすることができることが教示されている。また、審査請求人は、平成29年1月から同年8月頃までは買い物、入浴、洗顔、食事等も自由にできない状態で、発作がほぼ常時現われており審査請求の書類を作ることができない状態であったことを主張するが、本件処分1があったことを知った同年4月4日から諮問書の添付書類で確認できる同年5月16日までの間、前記2(5)から(7)のとおり処分庁の事務所等を複数回訪問したことが認められる。これらの事情を考慮す

れば、本件処分1の審査請求期間中に審査請求をすることができなかったとは考えられないことから、前記1(5)の正当な理由があるときに該当するとは認められず、不適法なものといわざるを得ない。

(2) 審査請求人に対する保護について

審査請求人は、保護開始時、障害共済年金及び障害基礎年金が支給停止中であり、当該資力を直ちに最低生活のために活用できない事情にあったことから、処分庁は、法第63条に基づく費用返還を前提として、保護の決定を行ったものと認められる。審査請求人は、年金支給が再開され、停止期間中の障害共済年金及び障害基礎年金について、それぞれ平成29年4月4日と同年5月15日に一括して受給することとなったため、処分庁は、本件処分1及び本件処分2を行ったものと認められる。

(3) 法第63条に基づく返還額の決定について

審査請求人は、医療費の10割が返還対象となる事前説明がなかったため、生活保護を受けるか受けないかの適切な判断ができなかったと主張する。しかし、処分庁は、平成28年12月22日付けで、審査請求人に対し、前記2(2)の通知を发出していること、また、保護の開始時から処分庁の担当者が法第63条に基づく保護費用返還について口頭で説明していることから、事前説明がなかったという審査請求人の主張は認められない。

また、審査請求人は、生活保護では医療費が全額免除と聞いていると主張するが、法第63条に基づく返還対象となる「保護に要する費用」には、生活扶助や住宅扶助などのように金銭給付される保護費だけでなく、医療扶助(医療の給付)など現物給付として行われる保護費も含まれると解されている。

処分庁は、前記1(2)から(4)のとおり、保護開始以降の審査請求人に支給した保護費(医療費を含む)が、審査請求人が受給した年金額を上回るため、必要経費等として認められる額を除く年金受給額を返還額として決定したものと認められ、処分庁の判断過程に違法又は不当な点は見当たらない。

(4) 以上のとおり、本件処分1及び本件処分2に違法又は不当な点は認められず、また、本件審査請求1は不適法なものである。

したがって、本件審査請求1は却下されるべきであり、本件審査請求2は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員(部会長) 曾和 俊文

委員 前田 雅子

委員 矢倉 昌子